



2024年 9月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

高齢者の人権について

日本において、医療の発達などにより平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

その高齢者に対して、どのようなイメージを持っていますか。加齢に伴う衰えは、誰もが避けることができません。これにもかかわらず、疎外したり、蔑視したりしていませんか。高齢者に対する決めつけた考え方や接し方は差別につながります。

例えば、介護を必要とする高齢者に対して、高齢者を介護する家族や介護従事者などからの身体的虐待（身体に傷やあざ・痛みを与える行為）、心理的虐待（脅し、侮辱などの言葉や無視、嫌がらせ行為）、経済的虐待（高齢者本人の財産を無断で処分するなどの行為）、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起きています。



特に家庭内での虐待は、介護疲れの肉親が精神的に追い詰められて行うといったケースが多く、被害者が認知症患者や寝たきりなどの場合は会話自体もままならないため、虐待が表面化しにくいという特徴があります。介護を行う人を孤立させないように対応しなければなりません。

さらに、地域社会からの孤立や、高齢者を狙った悪質商法の発生といった問題も生じています。

このように高齢者への人権問題が大きな社会問題となっているなかで、人を年齢で決めつけることなく一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人々が健康状態や年齢にかかわらず、社会を構成する一員として尊重されることが重要です。培ってきた知識や経験を家庭・地域・職場などの日常生活で社会貢献できる存在感、充実感を得られる場が必要です。

また、手助けが必要となった場合においても、人としての誇りを保持し、適切な介護サービスを受けられるなど、地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者に対する理解を深め、高齢者を大切にすることを育てていきましょう。



てんいち先生

